

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事務
②事務の概要	1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携 6. サービス検索・電子申請機能での受領 7. マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	子ども子育てシステム、学童保育システム、共通宛名システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、学童保育児童台帳情報ファイル、学童保育家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法の第19条第8項 別表第二 116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育課保育園係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-3010
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務:②事務	1. 文相認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付	1. 文相認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務:③システム	子ども子育てシステム、学習保育システム、共通番号システム	子ども子育てシステム、学習保育システム、共通番号システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:3. 個人番号の利用・法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	実施しない	実施する	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報		・番号法の第19条第7項 別表第二 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:①部署	子育て支援課	教育課	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:②所属	子育て支援課長 三上 清作	教育課長 古茶 義明	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求ファイルの取扱いに関する情報	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	教育課保育園係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-3010	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	教育課保育園係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-3010	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:②所属	教育課長 古茶 義明	課長	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	総務課総務係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県東夷郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年7月5日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月5日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	・番号法の第19条第7項 別表第二 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を	・番号法の第19条第8項 別表第二 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を	事後	
令和3年11月30日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月30日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年7月29日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	令和3年11月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月29日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	令和3年11月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月2日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務:②事務	1. 文相認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付	1. 文相認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付	事後	
令和5年3月2日	I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務:③システム	子ども子育てシステム、学習保育システム、共通番号システム	子ども子育てシステム、学習保育システム、共通番号システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月2日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月2日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年8月17日	II じきい値判断項目:1. 対象人数	令和5年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月17日	II じきい値判断項目:2. 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報(対象人数(いつ時点の計数か))	・番号法の第19条第8項 別表第二 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を	・番号法の第19条第8項 別表第二 116の項	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加